

## 第9回 国立大学法人信州大学経営協議会議事要録(案)

日 時 平成18年2月23日(木) 13時30分～15時50分

場 所 ホテルメトロポリタン長野 3階 浅間

出席者 小宮山学長, 藤沢, 白井, 野村, 唐澤, 勝山, 竹本 各理事  
内田, 大崎, 大和田, 鹽野, 菅谷, 茅野, 安川 各委員  
梶谷監事

欠席者 坂本委員  
堀井監事

### 前回議事要録の確認

議長から, 第8回議事要録について諮り, 確認された。

### 議 題

#### 1 中期目標・中期計画の変更について

藤沢理事から, このことについては, 政府の国家公務員を5年間で5%の削減する総人件費改革に基づき, 国立大学法人についても国家公務員に準じた人件費削減の取り組みを行うこととなり, また, 平成18年度予算内示事項のうち附属病院再開発経費については施設費貸付事業による経費として取り扱うことになったことから, これらを踏まえて本学における中期目標・中期計画の変更案を策定した旨の発言があり, 続いて, 資料1に基づき, この変更案の内容等について, 次のとおり報告があった。

政府の国家公務員を5年間で5%の削減する総人件費改革に基づき, 中期目標に人件費削減計画(平成21年度までに4%削減)を追加する。

施設費貸付事業(病院再開発経費)に基づき, 中期計画に「病院の再開発」を追加する。

また, 藤沢理事から, 本学の平成21年度までに4%削減する旨の人件費削減計画における具体的対応策については, 拡大役員会の下に設置する「人件費問題検討ワーキンググループ(仮称)」で検討を行うことになっており, 第1回目を3月1日に開催する予定である旨の発言があった。

さらに, 勝山理事から, 「病院の再開発」を追加することについては, 予算措置されるかどうかわからなかったため, 中期計画には「病院の再開発を推進する」としていたが, 予算措置が現実の問題となったため変更したものである旨の発言があった。

引き続き, 審議の結果, 原案のとおり, 中期目標・中期計画の変更については承認され, 議長から, この変更内容で文部科学大臣に申請する旨の発言があった。

#### 2 剰余金の取り扱いについて

議長から, このことについては, 報告事項2の「国立大学法人における剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る承認について」と関連性があるので, これを先に報告した上で審議願いたい旨の発言があった後, 藤沢理事から, 報告事項2として, 資料10に基づき, 本学が提出した平成16事業年度における剰余金の使途の承認申請については, 本学の申請のとおり, 文部科学大臣から平成17年12月20日付けで承認された旨の報告があった。

続いて, 藤沢理事から, 資料2に基づき, 剰余金の取り扱い(平成17年12月20日付け学長裁定)の内容等について説明があり, 剰余金は大学全体の目的積立金としたい旨の提案があった。

また, 財務課長から, 資料3に基づき, 本学の平成16年度の予算執行における残額及び目的積立金の承認について説明があり, 続いて, 文部科学省による目的積立金の承認基準について, 次のとおり補足説明があった。

目的積立金の承認は、平成16年度の「収支差額」と平成16年度の「剰余金」の額とを比べて「安い方の額」を採用するようになっているが、授業料の前倒しを行っている国立大学法人と、本学のように授業料の前倒しを行っていない国立大学法人との格差を解消するため、前倒しを行っている大学の場合は、平成16年度の「収支差額」に授業料の前倒しを行っていたら得られるであろう額の「授業料前倒し相当額」を加算した金額と平成16年度の「剰余金」の金額とを比べて「安い方の額」により目的積立金としての承認が行われてる。

この「授業料前倒し相当額」の承認については、本学の場合、平成16年度には「授業料前倒し相当額」は現金としてはないものであるが、承認後の平成17年度以降から中期計画期間中に授業料の前倒しを行ったとすれば、現金の裏付けが生じるため、目的積立金としての承認が行われるものであるが、本学においては、今後授業料の前倒しを復活する方向で検討をしていきたいと考えている。

引き続き、委員から、このことに関連して、次の意見が出された。

(発言要旨)

授業料の前倒しについては、公認会計士が会計処理上できないと判断してやめた経緯があるので、このことに留意して今後の処理を行って欲しい。

文部科学省は、予算編成上は公平であることが理解できたが、目的積立金の承認が「安い方の額」で行われているのは、努力してもしょうがないということであり、このようなことはおかしいので、文部科学省は国民のためにもう少し考えるべきである。

将来、債権の発行等で国債基準的に借金をする場合については、文部科学省のルールに従い同省の指導を心得て手続きを行って欲しい。

委員から指摘のあった事項等を踏まえ、今後の手続きを行うこととし、審議の結果、原案のとおり、剰余金を目的積立金とすることについては承認された。

### 3 目的積立金の使用計画について

藤沢理事から、議題2で剰余金を目的積立金とすることが承認されたので、これを受けた形で目的積立金の使用計画については、附属病院の診療及び運営の改善に6億2千7百万円を上限として充てたい旨の発言があり、続いて、資料3に基づき、平成17年度における目的積立金の使用計画(案)について説明があった。

引き続き、委員から、このことに関連して、次の意見が出された。

(発言要旨)

単なる会計処理として示すのではなく、附属病院にこれだけ投資すれば、これだけの効果があるというものを示すべきである。

平成16年度の執行残額について、縦割りのフィロソフィーでよいのか。企業で言えば、間接部門及び研究部門のようなコストしか発生しない部門があり、すべて縦割りでしか帰属しないとすると経営が成り立たないことになる。これは、経営のポリシーそのものの問題である。

目的積立金の使用計画についても、資料2の学長裁定のような形で「目的積立金について」としてきちんと書いた方が、大学運営について大幅に改善されるのではないか。

救急医療に集中投資することを経営の基本原則としていることについて、経営的な意思としてもっと明確にすべきである。

委員からの意見を受けて、藤沢理事から、資料6「予算制度検討ワーキンググループ中間答申」に基づき、この資料の6ページ「目的積立金」の優先的な用途として「施設整備」(マスタープラン)があり、このことによる病院経営の先行投資である旨の発言があった。

また、議長から、地域貢献としては高次の救急医療が最も大きいものであり、経営面においても波及効果が期待できるため、優先的に投資を行いたい旨の発言があった。

さらに、このことに関連して、勝山理事から、平成17年10月1日に運営が始まった救命救急センターについて、経営的には平成17年12月の時点で同センター単体としては黒字になっている旨の報告があった。

委員から指摘のあった事項等を踏まえ、今後の手続きを行うこととし、審議の結果、原案のとおり、平成17年度における目的積立金の使用計画については承認された。

#### 4 平成17年度学内補正予算について

藤沢理事から、学内補正予算の編成は今回から行うことになった旨の発言の後、財務課長から、資料4に基づき、平成17年度補正予算編成方針(案)及び平成17年度補正予算書(案)について説明があった。

また、藤沢理事から、このことについては、平成17年度に執行するものであるため、すでに担当部局には内示している旨の補足説明があった。

引き続いて、委員から、このことに関連して、次の意見が出された。

(発言要旨)

数%の補正ならば理解ができるが10%や20%の補正になると当初の積算に問題があったことになってしまうので、今後は注意願いたい。

委員から指摘のあった事項等を踏まえ、今後の手続きを行うこととし、審議の結果、原案のとおり、平成17年度学内補正予算については承認された。

#### 5 資金の長期運用について

藤沢理事から、寄附金の平成17年度の残高見込みの内の5億円を国債等の購入による長期運用として実施したい旨の発言があり、続いて、資料5に基づき、寄附金の長期運用について説明があった。

引き続いて、委員から、このことに関連して、次の意見が出された。

(発言要旨)

資料5「1.寄附金と大学運営資金」中の括弧書については、寄付者の立場からするとあまりいい気持ちはしないので、対外的に出す資料についてはこの部分は削除した方がよい。

委員から指摘のあった事項等を踏まえ、今後の手続きを行うこととし、審議の結果、原案のとおり、資金の長期運用については承認された。

#### 6 平成18年度予算配分方針について

藤沢理事から、このことについては、平成18年度予算配分方針の検討を行っている拡大役員会の下に設置された予算制度検討ワーキンググループから中間答申が出された旨の発言があり、続いて、資料6に基づき、9ページの「平成18年度予算配分方針(案)」を中心に予算配分の内容等について説明があった。

引き続いて、委員から、このことに関連して、次の意見が出された。

(発言要旨)

人件費を学長の下に一括管理するということは、定員管理についても実質的に管理しなければいけないことになる。

資料6の6ページ「目的積立金」の優先的な使途として「施設整備」とあるが施設整備以外の部分も考えられるので「施設整備等」とすべきである。

委員から指摘のあった事項等を踏まえ、今後の手続きを行うこととし、審議の結果、平成18年度予算配分方針については承認された。

#### 7 平成18年度会計監査人の選定について

藤沢理事から、このことについては、会計監査人候補者選定委員会において中央青山監査法人を選定し、第72回(H18.2.15)役員会において報告した後、経営協議会の学外委員による事前協議を経て、平成18年2月17日に文部科学大臣に申請した旨の発言があり、続いて、資料7-1から7-8に基づき、選定内容等について説明があった。

また、藤沢理事から、同委員会による今回の選定については、同監査法人が昨年のカネボウ粉飾決算事件に対して社会的責任が問われている状況ではあるが、金融庁の処分が確定していないこと、及び本学におけるこれまでの監査実績、実施されている今後の再発防止に対する対応策等を総合的に踏まえれば、会計監査人として選定することは問題がないと判断し、学長に報告した旨の補足説明があった。

さらに、議長から、この問題については資料7-9のとおり、中央青山監査法人に対して同法人の信頼性の確保等について申し入れを行っており、中央青山監査法人もその求めに応じて逐次本学に改善方策の進捗状況などを報告してきている旨の発言があった。

引き続き、審議の結果、原案のとおり、平成18年度会計監査人については中央青山監査法人を候補者として、文部科学省に名簿を提出することが承認された。

#### 8 役員報酬の改定について

勝山理事から、資料8に基づき、平成17年人事院勧告を基調とした役員の基本給及び諸手当の改定内容等について説明があり、続いて、平成17年12月から平成18年3月まで基本給を平均0.3%引き下げること等については、第69回(H18.1.18)役員会において、本経営協議会の承認を前提とすることで役員会の総意により承認され、すでに教職員の改定と同時に平成17年12月1日に改正を実施している旨の発言があった。

また、勝山理事から、平成18年4月以降の給与構造改革における基本給を平均7.1%引き下げること及び全学統一の1%の地域手当を支給することについては、すでに学長及び役員との合意は得られているが、現給保障を行うかどうかについては、学長及び役員との総意として、教職員に人件費削減問題の範を示すため、資料8の現給保障を行わない「案2」としたい旨の提案があった。

さらに、学長から、学長及び役員の人件費においても国家公務員に準じた人件費削減(5年間で5%)の取り組みについては行わなくてはならないので、この「案2」により改正を実施したい旨の発言があった。

引き続き、委員から、このことに関連して、次の意見が出された。

(発言要旨)

教職員は現給保障を行って、学長及び役員だけ任期途中で現給保障を行わないとするのは、バランスを失することになるのではないかと。学長及び役員が率先して行うということであれば口は出せない。

委員からの意見に基づく審議の後、「案2」のとおり、役員報酬を改定することが承認された。

### 報告事項

#### 1 職員給与制度の改定について

勝山理事から、平成17年人事院勧告を基調とした職員の基本給及び諸手当等の改定であり、平成17年12月から平成18年3月の間の平均0.3%引き下げること等については、第69回(H18.1.18)役員会において承認され、すでに平成17年12月1日に改正を実施している旨の発言の後、続いて、人事課長から、資料9に基づき、この改定内容等につい

て説明があった。

また、人事課長から、平成18年4月以降の基本給を平均4.8%引き下げること(ただし、現給保障を行う。)及び全学統一の1%の地域手当を支給することについては、現在労使交渉中である旨の補足説明があった。

さらに、勝山理事から、平成18年4月以降の人件費については、現給保障を行うとともに1%の地域手当を支給するので2億円程度の増額となってしまいが、平成19年度からは昇給幅が小さくなること及び年齢構成の関係で徐々に削減される旨の発言があった。

引き続き、委員から、このことについて次の発言があり、意見交換が行われた。

(発言要旨)

なぜ信州大学は特定独立行政法人ではないのに人事院勧告を基準とするのか。地方公務員は国家公務員に準拠するのはおかしいということで「国公準拠の刷新」ということがテーマになっている。労使交渉の結果によって人事院勧告横並びでない独自のものが出てくることになりそうなのか。国立大学法人が自立するための独自の給与水準及び給与構造等を現在持っているのか。

給与の決め方については、法人化前とあまり変わっていないのではないかと。文部科学省の締め付けが逆に厳しくなったのではないかと。

信州大学で小さいけれども何か独自に制度化したものがあれば、次回紹介願いたい。

正確に言うと人事院勧告準拠ではなく、国立大学法人は国家公務員の水準並みにする旨の閣議決定がされている。民間のような給与構造にする必要はないが、微調整的な工夫は各国立大学で行っている。骨格的な変更は難しいかもしれないが、弾力的に雇用形態を変えることも考えるべきではないかと。

運営費交付金という一定の税金が入っているので、制約があるかもしれないが、独自の給与水準及び給与構造等は、やろうと思えばできる。

松本市では、能力のあるものについては高い給与を出したいが、人事院勧告を準拠せざるを得ない。現在「松本市方式」を検討中である。

委員からの意見を受けて、勝山理事から、次のとおり発言があった。

人事院勧告を基準にしていることについては、国民の理解を得られるような給与の方策を行うことについて国立大学法人法に強く謳われているためである。

独自の給与水準及び給与構造等については、近い将来必要になることは自覚しているが、現実には人件費枠を守ることが至上命令であることやマンパワーの問題もあり難しい状況にある。

法人化に伴い、かなり人事制度の自由度が高まった。特任教授制度及び非常勤医師(診療助手)制度等、本学で独自に制度化したものがある。

## 2 国立大学法人における剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る承認について

(議題2で報告済)

## 3 平成18年度(平成17年補正を含む)予算の内示について

財務課長及び施設環境部長から、資料11-1,11-2に基づき、概算要求新規事項、予算の概要及び国立大学法人施設整備補助金等実施予定事業について報告があった。

## 4 法科大学院について

議長から、法科大学院の学生募集については、法科大学院の設置申請に係る問題が発覚して以来自粛してきたが、文部科学省からは本学の法科大学院の信頼回復に向けた取組みを説明して理解が得られたので、平成17年12月6日から平成18年度の法科大学院の学生募集を再開(募集人数は40人から30人に減らした。)した旨の発言があり、続いて、資料12に基づき、法科大学院入学者選抜試験の受験者数等について報告があった。

5 その他

議長から、次回経営協議会の開催予定について発言があり、本日と同じホテルにおいて3月17日に開催することが確認された。

以上